

2023年9月29日

金融庁 企画市場局市場課 御中

一般社団法人 全国銀行協会

『店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン』の一部改正（案）の公表について」に対するコメント

2023年9月1日付で意見募集のあった標記の件について、下記のとおり意見を提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【総論】

- 当協会は、昨年9月に公表された「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン（案）」に関するパブリック・コメントに対する[コメント](#)において、取引報告項目の拡充や許容値の修正等が生じる場合には、システム開発期間を十分に確保すべく、適宜のパブリック・コメント実施等による早期の方針提示を要望しており、この度の対応に業界として感謝申しあげる。
- 特に、「デルタ」「UPI」について、それらの導入時期を「2025年4月7日」としていただいたことは、他法域における導入時期との平仄も意識しつつ、本邦金融機関における実務負荷やシステム開発に係る効率性等にも配慮いただいたものと認識している。
- 引き続き、当局には、店頭デリバティブ取引報告に関する国際的な動向の還元をはじめとして、必要な支援をお願いしたい。また、国際的な動向等を踏まえ、取引報告項目の修正¹等を行う場合には、適宜、取引情報蓄積機関とも連携のうえ、早期の方針提示をお願いするとともに、複雑な商品や今後新たに開発される商品等にも対応するための金融商品取引業者等における報告内容に係る一定の柔軟な判断余地を許容いただきたい。

¹ 例えば、UPI を利用することにより Asset Class などのプロダクト情報は、The Derivatives Service Bureau (DSB) から取得可能な情報となるため、取引報告項目から削除することも想定し得る。

【各論】

■デルタ (No. 43) ・UPI (No. 107)

- 備考欄に記載の「(変更報告を行う場合を含む。)」の意味を確認させていただきたい。これは、2025年4月7日より前に取引が行われたもので、同日時点では満期を迎えていないもの(既存取引)については、同日以降に取引、時価、担保のうち取引の変更報告を行う場合に「デルタ」「UPI」の報告が必要になる(すなわち、当該変更報告までは「デルタ」「UPI」は空欄でよい)という理解でよいか。

■Confirmed (No. 19)

- 備考欄に記載の「Confirmation Timestamp の報告は任意。」について確認させていただきたい。
- 現在の ISO Schema では、Confirmed に[ECNF]または[YCNF]を報告する際(取引が相手方と Confirm された場合)には、「Confirmation Timestamp は必須」とされている。また、取引情報蓄積機関のシステム上も、ISO Schema と平仄をとるかたちで、2024年4月1日から2024年9月27日までは、(Confirmed は任意項目であるものの、) Confirmed に[ECNF]または[YCNF]が報告された場合は、「Confirmation Timestamp は必須」とされている。
- これらを踏まえると、2024年9月27日までは、Confirmation Timestamp の報告が難しい場合には、既存取引、新規取引ともに Confirmed の報告は空欄で行う(すなわち、Confirmed に[ECNF]または[YCNF]が報告されていないため、Confirmation Timestamp の報告は任意とする)ことでよいか。
- なお、今後、ISO Schema で Confirmation Timestamp が任意項目に変更される場合には、取引情報蓄積機関のシステム上も Confirmation Timestamp が任意項目に変更される(かつ、2024年9月27日以降、Confirmed は必須項目になる)と認識している。

以 上